

補助金限度額

令和5年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業で交付する補助金の上限額は、下記のとおりとする。

| 令和6年度設置分 | 令和7年度設置分 | 令和8年度設置分 |
|-------------|-------------|--------------|
| ¥76,758,000 | ¥69,799,000 | ¥106,199,000 |

施工時期の考え方

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
|--------------|--------------------|-----------------|---------|--|
| 例1 | 学校・公民館・庁舎 施設 施工 | 下水道施設 施工 | 水道施設 施工 | ○ |
| 例2 | 箱崎清松中学校 施工 | 東福岡特別支援学校 施工 | | ○ 施設グループが同じでも、 施設毎の施工時期を 別年度の施工提案としても可。 |
| 例3 (提案不可) | 箱崎清松中学校 施工 | 夫婦石浄水場 施工 | | × 年度を跨いだ施工提案はできません。 各施設は、市補助金の交付申請年度内に 竣工する必要があります。 (年度内に竣工しておけば、 発電開始時期は翌年度でも可) |
| 例4 (提案不可) | | 下水道施設 施工 | 水道施設 施工 | × 前年度の市補助金を全額執行せずに、 令和7、8年度の設置計画の提案は不可。 |

- 年度毎の補助上限額の範囲内で、太陽光発電設備を設置します。令和6年度の補助金を活用して設置を行う場合は、令和6年度内に工事着手～工事完成(2月末日迄)を行う必要があります。
- 令和7年度に補助金を活用する場合は、令和7年度内に工事着手～工事完了(2月末日迄)を行う必要があります。前年度からの工事着手は不可。
- 前年度の市補助金を全額執行せずに、以後の年度の設置計画を提案することは不可。